特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百十五号

診療報酬 (T) 算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定に基づき、 特定保険 医療材料

及びその材 料 価 格 材 料 価 格基 準) (平成二十年厚生労働省告示 第六十一号) の <u>ー</u> 部を次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} よう

に改正し、令和三年六月一日から適用する。

令和三年五月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

改 正 後	改 旧 症
別表 I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~060 (略) 061 固定用内副子(プレート) (1)~(8) (略) (9) 変形矯正用患者適合型プレート (10) (略)	、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及 びその材料価格 001~060 (略) 061 固定用内副子(プレート) (1)~(8) (略) (新設) (9) (略)
062~113 (略) 114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1)・(2) (略) (3) 再製造 ① <u>冠状静脈洞型</u> 51,400円 ② (略) 115~209 (略) 210 植込型舌下神経電気刺激装置 2,480,000円 Ⅲ~IX (略)	062~113 (略) 114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (1)・(2) (略) (3) 再製造 (新設) ① (略) 115~209 (略) (新設) Ⅲ~IX (略)